

大田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月1日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第71号

大田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則  
大田市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大田市規則第16号の2）の一部を次のように改正する。

第19条の2第1項第1号中「令第14条第1号イ又はロ」を「令第14条第1号」に、同項第2号中「令第14条第1項第2号イからハまで」を「令第14条第2号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大田市子ども・子育て支援法施行細則の規定は、令和3年10月分以後の利用者負担額について適用し、令和3年9月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。